

# 第18回 農業委員会総会議事録

平成27年12月22日開会

中標津町農業委員会

平成27年12月22日、第18回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- |     |       |
|-----|-------|
| 1番  | 和泉光広  |
| 2番  | 後藤田宏幸 |
| 3番  | 高橋正一  |
| 4番  | 赤波江信二 |
| 5番  | 佐野弥奈美 |
| 6番  | 國光達男  |
| 7番  | 小林亨   |
| 8番  | 飯島浩   |
| 9番  | 中村正生  |
| 10番 | 笠原康博  |
| 11番 | 氏家康夫  |
| 12番 | 杉本公也  |
| 13番 | 本田信幸  |
| 14番 | 本田芳明  |
| 15番 | 纒坂尚久  |
| 16番 | 金刺健四郎 |
| 17番 | 安田稔   |
| 18番 | 戸田重勝  |

## 付議した案件

- イ) 議案第 86 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ロ) 議案第 87 号 現況証明願いについて
- ハ) 議案第 88 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- ニ) 報告第 48 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
- ホ) 報告第 49 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- ヘ) 報告第 50 号 農地法第 5 条許可書の交付について

## 本日出席した職員

事務局長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
農地係長	佐久間照雄
係	本田文子

(開会 10時30分)

## 議長

定刻になりました。

ただいまの出席委員は 18 名でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立致します。

ただ今から、第 18 回中標津町農業委員会総会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程 1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

3 番、高橋 正一委員。

4 番、赤波江信二委員。

以上、2 名を指名致します。

日程 2「会務報告」を事務局長から報告致します。

## 事務局長

1 1 月 27 日の総会以降につきまして会務報告をいたします。

項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。

1 1 月 30 日に、北海道農業者年金協議会主催によります「平成 27 年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会」が標津町生涯学習センターあすばるにて開催され、本町から代議員、農業委員、事務局員合わせて 20 名が出席しております。「農業者年金制度の現状について」「新農業者年金制度について」「経営移譲年金受給者に関する留意点について」研修しております。

1 2 月 2 日農業者年金加入推進セミナーが東京・都市センターホテルを会場として開催されました。加入促進に関する活動事例報告・情報交換では農協、農業委員会

から事例報告があり、情報交換が行われました。

その後青森大学副学長 見城美枝子氏によります「少子高齢化社会における食と農」と題した記念講演が行われ最後に農業者年金の加入推進と『のうねん倶楽部』の組織活動の強化に関する申し合わせ決議」を決定し終了いたしました。

翌日3日には、東京・日比谷公会堂で平成27年度全国農業委員会会長代表者集会が開催され、第1部では「農地の利用集積等と農業委員会活動の強化に向けて」と題したパネルディスカッションと、農地利用の最適化に向けた取組強化に関する申し合わせ及び情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議を決定しております。第2部では、要請決議として第1号議案「農業・農村の再構築に向けた基本農政の確立と施策推進に関する要請決議」、第2号議案「TPP交渉の大筋合意を踏まえた要請決議が提案され、全て原案のとおり決定されました。大会終了後の要請活動は、北海道農業会議役員による衆議院議員への要請を実施したところであります。両日とも会長、事務局長が出席しております。

また、2日と3日に根室地方農業委員会連合会で地元選出国議員2名に対し、農林水産本庁舎及び衆議院議員会館において代議士と面談し独自要請を行っております。

12月7日「財務行政懇話会」が役場301会議室にて開催され、釧路財務事務所森所長によります「我が国財政の現状と課題・社会保障と税の一体改革」と題した講演が行われました。会長が出席しております。

次に、12月14日から18日までの日程で中標津町議会12月定例会が開催され、一般行政報告、教育行政報告、一般質問が行われ、議案として、各会計補正予算、条例の制定・一部改正等が提案され審議し、可決しております。本会議が開催された14日に会長が出席しております。

12月16日釧路市生涯学習センターまなぼつとを会場として北海道農業会議主催による平成27年度地区別農業委員会会長、事務局長会議が開催されております。会議では、研修事項として「農業委員会法の改正について」「農地法の改正について」「本道農業委員会系統組織による施策提案の実現状況等について」「農業者年金の加入推進について」「情報提供活動の取組と全国農業新聞普及推進について」などが農業会議幹事局次長、渡邊調査役から説明があり協議されております。会長、事務局長が出席しております。

最後に、北海道農業会議第9回常任会議員会議が札幌で開催され、会議員として会長が出席しております。以上会務報告といたします。

議長 以上で会務報告を終わります。  
日程3、報告第48号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。  
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第48号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(13)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の120ページをお開きください。  
(1) 1、当事者の住所、氏名。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 97,435 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 26 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 12 月 8 日。6、解約の理由、合意解約。

なお(2)につきましても借主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。議案の 1 2 1 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 2 3、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 6,311 m<sup>2</sup>ほか 3 筆、合計 102,657 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 23 年 12 月 22 日から平成 28 年 10 月 27 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 12 月 8 日。6、解約の理由、合意解約。

この 2 件の案件については、議案第 8 6 号(1)及び、議案第 8 8 号(1)(2)に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。

議案の 1 2 2 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 13,272 m<sup>2</sup>ほか 6 筆、合計 80,529 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 25 年 1 月 1 日から平成 34 年 12 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 12 月 8 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第 8 6 号(2)及び、議案第 8 8 号(3)に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。

議案の 1 2 3 ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町丸山 2 丁目 2 2 番地、中標津町長小林実。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 50,304 m<sup>2</sup>の内 50,000 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 12 月 8 日。6、解約の理由、合意解約。  
なお、(5)につきましても借主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。議案の 1 2 4 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積 36,862 m<sup>2</sup>ほか 2 筆、合計 74,184 m<sup>2</sup>。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 25 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで。合意解約成立の日、平成 27 年 12 月 8 日。6、解約の理

由、合意解約。

この2件の案件については、議案第86号(5)及び、議案第88号(10)(11)に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。

議案の125ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番、現況地目、畑、面積49,665㎡ほか2筆、合計98,306㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成26年12月24日から平成31年10月28日まで。合意解約成立の日、平成27年12月8日。6、解約の理由、合意解約。

なお(7)につきましても借主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。議案の126ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名。貸主、札幌市〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積50,410㎡ほか2筆、合計140,666㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成26年6月24日から平成28年12月31日まで。合意解約成立の日、平成27年12月8日。6、解約の理由、合意解約。

この2件の案件については、議案第86号(6)及び、議案第88号(12)(13)に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。

議案の127ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積46,984㎡ほか1筆、合計117,378㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成24年7月1日から平成34年6月30日まで。合意解約成立の日、平成27年12月8日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第86号(7)及び、議案第88号(14)に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。

議案の128ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積21,218㎡ほか3筆、合計49,635㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成23年6月1日から平成28年5月31日まで。合意解約成立の日、平成27年12月8日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第86号(9)及び、議案第88号(19)に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、

後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。

議案の129ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積69,270㎡ほか3筆、合計93,994㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成22年5月26日から平成32年5月25日まで。合意解約成立の日、平成27年12月8日。6、解約の理由、合意解約。なお(11)から(13)につきましても借主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。

議案の130ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積131,744㎡の内35,600㎡ほか1筆、合計43,561㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成22年5月26日から平成32年5月25日まで。合意解約成立の日、平成27年12月8日。6、解約の理由、合意解約。議案の131ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積98,840㎡の内46,463㎡ほか1筆、合計46,621㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成22年5月26日から平成32年5月25日まで。合意解約成立の日、平成27年12月8日。6、解約の理由、合意解約。議案の132ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積50,558㎡ほか1筆、合計90,258㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成24年10月26日から平成32年5月25日まで。合意解約成立の日、平成27年12月8日。6、解約の理由、合意解約。

この4件の案件については、議案第88号(23)に関連するもので、農地保有合理化事業により、農業公社へ譲渡するため、期間内解約するものです。

以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第86号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第86号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積95,831㎡の内70,831㎡ほか23筆、利用状況、牧草畑。畑、329,571.71㎡、採草放牧地、24,847.28㎡、合計354,418.99㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲す

る。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成28年1月1日から平成37年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇氏が後継者である〇〇氏に経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成27年11月16日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)と(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 議案第86号(2)(3)について説明いたします。7ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積47,494㎡ほか16筆、利用状況、牧草畑。畑、677,104㎡、採草放牧地、4,287㎡、合計681,391㎡。

3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成28年1月1日から平成37年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇氏が後継者である〇〇氏に経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成27年11月16日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。11ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、原野、現況、畑、面積48,915㎡ほか33



筆、利用状況、牧草畑及び採草放牧地。畑、1,414,836 m<sup>2</sup>、採草放牧地、98,049 m<sup>2</sup>、合計 1,512,885 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、農業生産法人への使用貸借が期間満了により再設定するもの。借主、再度使用貸借を受け、農業生産法人の経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成27年12月22日から平成37年12月21日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、農業生産法人へ使用貸借していた農地について、期間満了となったため、再度、使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)と(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第86号(4)について説明いたします。17ページをお開きください。

(4)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積23,457 m<sup>2</sup>ほか24筆、利用状況、牧草畑。畑、323,586.72 m<sup>2</sup>、採草放牧地、40,933 m<sup>2</sup>、合計364,519.72 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成28年1月1日から平成37年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏が後継者である〇〇氏に経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成27年1月17日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(5) から (7) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第86号(5)から(7)について説明いたします。21ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,040㎡ほか19筆、利用状況、牧草畑。畑、574,188㎡、採草放牧地、16,595㎡、合計590,783㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成28年1月1日から平成37年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。25ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積21,570㎡ほか13筆、利用状況、牧草畑。畑、292,543㎡、採草放牧地、30,947㎡、合計323,490㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成28年1月1日から平成37年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。28ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積98,064㎡ほか18筆、利用状況、牧草畑。合計、畑、407,860㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成28年1月1日から平成37年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この3件の案件につきましては、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏が後継者へ経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成27年11月12日、及び16日と17日に経

営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。  
別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)から(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 國光委員。

國光委員 議案第86号(8)について説明いたします。32ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積2,581㎡ほか19筆、利用状況、牧草畑。合計、畑、944,545㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成28年1月1日から平成37年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。  
7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。  
この案件につきましては、〇〇〇〇氏が後継者である〇〇氏に経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成27年11月16日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(9)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第86号(9)について説明いたします。35ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。  
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 99,023 m<sup>2</sup>ほか 40 筆、利用状況、牧草畑。畑、724,846 m<sup>2</sup>、採草放牧地、44,013 m<sup>2</sup>、合計 768,859 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 28 年 1 月 1 日から平成 37 年 12 月 31 日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏が後継者である〇〇氏に経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成 27 年 1 月 17 日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 戸田委員。

戸田委員 議案第 86 号(10)について説明いたします。40 ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 20,821 m<sup>2</sup>の内 16,800 m<sup>2</sup>ほか 11 筆、利用状況、牧草畑。畑、651,209 m<sup>2</sup>、採草放牧地、3,972 m<sup>2</sup>、合計 655,181 m<sup>2</sup>。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 28 年 1 月 1 日から平成 37 年 12 月 31 日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏が後継者である〇〇氏に経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成 27 年 1 月 10 日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(11) から (13) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第86号(11)から(13)について説明いたします。44ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、現況、畑、面積 44,075 m<sup>2</sup>ほか 27筆、利用状況、牧草畑。畑、629,148 m<sup>2</sup>、採草放牧地、93,963 m<sup>2</sup>、合計 723,111 m<sup>2</sup>。

3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成28年1月1日から平成37年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。48ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 22,300 m<sup>2</sup>ほか 25筆、利用状況、牧草畑。畑、677,793 m<sup>2</sup>、採草放牧地、29,359 m<sup>2</sup>、合計 707,152 m<sup>2</sup>。

3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に経営を移譲する。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成28年1月1日から平成37年12月31日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この2件の案件につきましては、〇〇氏、〇〇氏が後継者に経営移譲したい旨の申し出があったもので、平成27年11月10日、経営移譲説明会を開催し、経営移譲の方法及び年金・税金等の説明を行ったところ、使用貸借にて経営移譲することとなったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

52ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、帯広市〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 29,205 m<sup>2</sup>、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家へ賃貸借する

もの。借主、経営規模拡大するもの。4、移転の方法、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年1月1日から平成32年12月31日。6、価格、年61,000円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

9、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、当事者兩名より賃貸借の設定をしたい旨の申し出があったもので、価格を独自に設定するものであります。

本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(11)から(13)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(14)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 議案第86号(14)について説明いたします。54ページをお開きください。

(14)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,276㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家へ賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、移転の方法、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年1月1日から平成32年12月31日。6、価格、年187,000円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

9、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、当事者兩名より、賃貸借の設定をしたい旨の申し出があったもので、価格を独自に設定するものであります。

本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(14)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第86号「農地法第3条の規定による許可申請について」本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。  
日程5、報告第49号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。  
(1) から (3) について内容を地区推進班から報告願います。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 報告第49号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1) から (3) について説明いたします。なお、同一届出人の一時転用現場であることから、一括して説明いたします。134ページをお開きください。  
(1) 1、届出人の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、許可年月日、許可番号、平成26年10月24日付、中農委5第6号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇番地〇〇。  
4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期間、平成26年11月1日から平成27年10月31日。6、事業完了年月日、平成27年10月30日。7、完了検査年月日、平成27年12月8日。135ページをお開きください。  
(2) 1、届出人の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、許可年月日、許可番号、平成27年3月25日付、中農委5第8号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番地〇〇。4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期間、平成27年4月1日から平成28年3月31日。6、事業完了年月日、平成27年11月12日。7、完了検査年月日、平成27年12月8日。  
136ページをお開きください。  
(3) 1、届出人の住所、氏名。  
中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、許可年月日、許可番号、平成27年3月25日付、中農委5第9号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番地〇〇。4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期間、平成27年4月1日から平成28年3月31日。6、事業完了年月日、平成27年11月12日。7、完了検査年月日、平成27年12月8日。  
この3件につきましては、平成27年12月8日に、第1地区推進班において現地確認をしまして、本年の事業が完了されていたことを確認しております。  
以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程6、議案第87号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました、議案第87号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。57ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積3,255㎡。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積5,825㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、山林。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。〇〇氏が後継者へ経営移譲するにあたり、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が畑で現況が山林となっていた土地について地目変更するものです。平成27年11月17日、第2地区推進班で経営移譲説明会時に確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)と(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第87号(2)(3)について説明いたします。59ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積365㎡。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積352㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、山林。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

〇〇氏が後継者へ経営移譲するにあたり、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が畑で現況が山林となっていた土地について地目変更するものです。平成27年11月16日、第2地区推進班で経営移譲説明会時に確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。

61ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積148㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別



紙のとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。〇〇氏が後継者へ経営移譲するにあたり、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が畑で現況が原野となっていた土地について地目変更するものです。平成27年11月12日、第2地区推進班で経営移譲説明会時に確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)と(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第87号(4)について説明いたします。63ページをお開きください。

(4)1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積14㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。〇〇氏が後継者へ経営移譲するにあたり、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査したところですが、公簿が畑で現況が原野となっていた土地について地目変更するものです。平成27年11月17日、第3地区推進班で経営移譲説明会時に確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、議案第88号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第88号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農

用地利用集積計画の決定について」(1)から(2)について説明いたします。  
なお、借主が同一なことから一括して説明いたします。66ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積97,435㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移譲を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年1月1日から平成30年12月31日まで。6、価格、年400,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。68ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社

理事長 富樫秀文。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積6,311㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移譲を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成27年12月24日から平成28年10月27日まで。6、価格、年146,800円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主の〇〇氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者である〇〇氏と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 議案第88号(3)について説明いたします。70ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積 13,272 m<sup>2</sup>ほか6筆。合計、畑 80,529 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 1 月 1 日から平成 34 年 12 月 31 日まで。6、価格、年 303,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主の〇〇氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者である〇〇氏と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)から(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第 88 号(4)から(6)について説明いたします。73ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 20,409 m<sup>2</sup>ほか1筆。合計、畑 30,943 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで。6、価格、年 123,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m<sup>2</sup>。経営作物、馬鈴薯栽培。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

75ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。  
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿原野、現況畑、面積 12,613 m<sup>2</sup>の内 9,300 m<sup>2</sup>ほか2筆。合計、畑 45,169 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日まで。6、価格、年 192,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(6)についても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。77ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 13,692 m<sup>2</sup>ほか4筆。合計、畑 40,867 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日まで。6、価格、年 160,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)から(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7)から(9)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第88号(7)から(9)について説明いたします。

79ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 16,809 m<sup>2</sup>ほか7筆。合計、畑 139,746 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28

年1月1日から平成32年12月31日まで。6、価格、年475,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(8)(9)についても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。82ページをお開きください。

(8)1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積20,888㎡ほか8筆。合計、畑180,506㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年1月1日から平成32年12月31日まで。6、価格、年616,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。85ページをお開きください。

(9)1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積30,464㎡ほか11筆。畑160,920㎡、採草放牧地86,402㎡、合計247,322㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年1月1日から平成32年12月31日まで。6、価格、年565,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この3件の案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)から(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(10)から(18)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第88号(10)から(18)について説明いたします。88ページをお開きください。

(10)1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

貸主、中標津町丸山2丁目22番地、中標津町長、小林実。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 50,304 m<sup>2</sup>の内 50,000 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで。6、価格、年 28,750 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。なお、(11)についても借主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。90ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 36,862 m<sup>2</sup>ほか2筆。合計畑 74,184 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 1 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで。6、価格、年 332,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主の〇〇氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者である〇〇氏と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。92ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 49,665 m<sup>2</sup>ほか2筆。合計畑 98,306 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 27 年 12 月 24 日から平成 31 年 10 月 28 日まで。6、価格、年 145,580 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(13)についても借主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。94ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、札幌市〇〇〇〇番〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 50,410 m<sup>2</sup>ほか 2 筆。合計畑 140,666 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日まで。6、価格、年 553,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この 2 件の案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主の〇〇氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者である〇〇氏と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。96 ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇町〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 46,984 m<sup>2</sup>ほか 1 筆。合計畑 117,378 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移転を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 1 月 1 日から平成 34 年 6 月 30 日まで。6、価格、年 280,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主の〇〇氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者である〇〇氏と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。98 ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 11,252 m<sup>2</sup>ほか 5 筆。合計、畑 147,244 m<sup>2</sup>。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 28 年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日まで。6、価格、年 588,500 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

なお、(16)(17)についても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。101 ページをお開きください。

(16) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積14,310㎡ほか9筆。合計、畑86,510㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年1月1日から平成32年12月31日まで。6、価格、年320,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。104ページをお開きください。

(17) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積24,139㎡ほか3筆。合計、畑75,598㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年1月1日から平成32年12月31日まで。6、価格、年302,300円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この3件の案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。106ページをお開きください。

(18) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積47,454㎡ほか1筆。合計、畑48,180.20㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年1月1日から平成32年12月31日まで。6、価格、年200,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10)から(18)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声



議 長 なければ質疑を打ち切ります。  
(19)と(20)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第88号(19)から(20)について説明いたします。  
108ページをお開きください。

(19) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積21,218㎡ほか3筆。合計畑49,635㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申出に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、経営の移譲とともに利用権の移譲を受け営農を継続するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年1月1日から平成28年5月31日まで。6、価格、年196,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、後継者への経営移譲に伴い、前経営主の〇〇氏と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者である〇〇氏と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。110ページをお開きください。

(20) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、自営業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積58,877㎡ほか1筆。合計畑94,407㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年1月1日から平成32年12月31日まで。6、価格、年220,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。

10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(19)と(20)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(21) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 議案第88号(21)について説明いたします。

112ページをお開きください。

(21) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積25,014㎡ほか3筆。合計、畑92,279㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年1月1日から平成30年12月31日まで。6、価格、年280,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。  
10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(21)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(22) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第88号(22)について説明いたします。114ページをお開きください。

(22) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長 富樫秀文。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積33,186㎡ほか8筆。合計、畑292,540㎡。利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、18,810,000円。6、資金調達方法、全国農地保有合理化協会による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、農地保有合理化事業により一括して農

地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(22)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
(23)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第88号(23)について説明いたします。116ページをお開きください。

(23) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社  
理事長 富樫秀文。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積50,558㎡ほか10筆。合計、畑277,723㎡。利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、19,540,000円。6、資金調達方法、全国農地保有合理化協会による。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏の申し出により、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(23)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。  
議案第88号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(23)について本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 8、報告第 50 号「農地法第 5 条許可書の交付について」を議題に供します。  
内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 50 号「農地法第 5 条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。  
先に開催した総会において承認されました農地法第 5 条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の答申があり、許可書を交付したので報告します。

138 ページをお開きください。

許可日、平成 27 年 10 月 22 日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 1,075.43 m<sup>2</sup>。3、許可期間は平成 27 年 10 月 22 日から永年となっております。

139 ページをお開きください。

許可日、平成 27 年 11 月 25 日付。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。

借主、野付郡別海町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 11,957 m<sup>2</sup>の内 6,007 m<sup>2</sup>ほか 3 筆。合計、畑 19,915 m<sup>2</sup>。3、許可期間は平成 27 年 11 月 25 日から平成 28 年 11 月 25 日までとなっております。

なお、(3)～(5)につきましては、農業振興地域から除外申請の手続きが完了後の交付となっております。140 ページをお開きください。

許可日、平成 27 年 10 月 22 日付。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 992 m<sup>2</sup>。3、許可期間は平成 27 年 10 月 22 日から永年となっております。141 ページをお開きください。

許可日、平成 27 年 10 月 22 日付。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 622 m<sup>2</sup>。3、許可期間は平成 27 年 10 月 22 日から永年となっております。142 ページをお開きください。

許可日、平成 27 年 10 月 22 日付。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 812 m<sup>2</sup>。3、許可期間は平成27年10月22日から永年となっております。以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。

会長 今年最後の総会にあたり、一言ご挨拶いたします。  
今年を振り返りますと冬の大雪で大変苦労した年の始まりであったかと思いますが、大雪にもかかわらず、雪解けが早かったこともあり、牧草・畑作ともに平年並み以上の収穫となり、特に畑作では価格帯も高かったということで、いい1年であったと思います。  
また、4月からは乳価、仔牛・肉等の価格も高かったということで、酪農関係者の方々についてもいい一年であったと思います。  
ただし、TPPは大筋合意され、2年後には段階的に関税撤廃等が行われてまいりますので、予断を許さない状況ではあります。  
さて、農業委員会関係で話しますと、農業委員会法の改正による公職選挙法の廃止により、今後、農業委員は市町村長の任命制となります。また、農地最適化推進委員の新設についても要件を満たさない委員会には設置の義務があり、平成28年4月から施行されることになっております。当町では平成29年7月が改選期のため、それまでは現状のまま行きますが、関係条例は来年12月の議会までには、改正の必要があり、来年中には新しい農業委員会の形が決まると思います。  
今年もあと10日足らずとなりました。また来年1年間皆さんと共に活発な農業委員会活動をして行きたいと思っておりますし、新しい年を迎えるにあたって、健康で、また元気な姿で皆さんに会えることを楽しみにしております。以上、今年最期の総会にあたっての挨拶とさせていただきます。ご苦労様でした。

議長 以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。これもちまして、第18回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時45分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月22日

会 長 安 田 稔

3 番 高 橋 正 一

4 番 赤波江 信 二